

意見書

令和元年7月22日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

提出者: ざいにちべいこくしょうこうかいぎしよ 在日米国商工会議所
(The American Chamber of Commerce in Japan)

「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【要旨】

現在、世界中で、5G を含む最先端技術、デジタルトランスフォーメーション、データエコノミーが進行していること、これらが企業と消費者の双方に利益をもたらすことを考えれば、日本にとって電気通信関連分野の継続的な成長とイノベーションが非常に重要である。このような重大な時期に、企業の事業運営方法に詳細な制約を及ぼす過度に規範的な規制を導入することは避けるべきである。従って、在日米国商工会議所（ACCJ）は、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（以下「省令案」）の撤回、見直し、修正を求める。

過度に規範的な規制を設けることは日本におけるイノベーションを阻害することになるため、継続使用の条件を設けないような場合にまで利用者に提供する利益の最大額を制限するなど、民間部門のビジネスモデルを細かく制限する規制を設けないよう ACCJ は総務省に対し求める。むしろ、総務省は、消費者に多様な選択肢を提供する企業のイニシアチブと努力をサポートし活用すべきである。また、総務省は、公開された議論を行い、主要なステークホルダーの意見を聞き、公平性と透明性を確保するよう政策立案プロセスを改善すべきである。この観点から、ACCJ は、今回の省令案作成にあたっての総務省における検討会のプロセスについて、重大な懸念を有している。

ACCJ は、企業のビジネスモデルに詳細に介入する日本政府のアプローチおよび省令案の双方に強い懸念を有しており、総務省に対し、省令案を撤回した上で、公開されたより透明性の高いプロセスの下で再検討および修正を行うことを要望する。ACCJ は、日本の電気通信産業が引き続き活性化され、最先端技術を発展させることにより世界をリードすることを期待している。日本政府に対し、より良い事業環境を支援する政策形成のためのイニシアチブを取ることを求める。

該当箇所	意見
電気通信事業法施行規則 （昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案（別紙 3）第二十二條の二の十六	<p>I. 過度に規範的な規則がイノベーションを阻害し、消費者の選択肢を減少させる</p> <p>企業がイノベティブなビジネスモデルを考え、作り出し、そのモデルによって競争するときこそ、消費者のニーズを満たす様々な選択肢が生み出される。とりわけ、急速に技術革新が進む時代においては、政府は、過度に規範的な方法で事業条件を規制するのではなく、企業が柔軟にビジネスモデルを作り上げて消費者にとって多様な選択肢を確保することができる環境を確立すべきである。</p> <p>そのようなあるべき方向性とは反対に、省令案は、継続使用の条件なしにモバイル端末を購入するユーザーに提供される利益の上限額、当該上限が適用されない例外についての詳細な規定、長期ユーザーへの利益の提供の上限等を定めて、企業の能力を過度に規定的な方法で制約している。よって、日本政府が民間企業のビジネスモデルや条件に詳細に介入するアプローチには強く反対する。特に、継続使用の条件なしにモバイル端末を購入するユーザーに提供される利益に関する過度の制限は、消費者から購入の際の選択肢を奪い、消費者の満足度を低下させ、電気通信産業全体</p>

	<p>を縮小させてしまうことになる。民間企業の努力によって生み出されたビジネスモデルやビジネスパートナー間のエコシステムは繊細な性質を有しており、民間企業が有する柔軟性が一旦失われると、経済成長に対するマイナスの影響が容易に引き起こされる可能性があることに日本政府は十分留意しなければならない。</p> <p>また、イノベーションの進展の観点からも、過度に規範的な規制は、ビジネス環境の変化や技術の進歩に追いついていけず、そのことによって 5G 等最先端技術に投資する能力を企業から奪う可能性があり、結果として日本にとって大きな機会の損失につながりかねない。デジタルトランスフォーメーションが世界中で進行していることを考えれば、スマートフォン、タブレット、IoT 関連機器等の利用に供される電気通信産業に対して、日本政府が、投資や人的資本を惹きつけて活性化し、企業の柔軟性を可能な限り高めて消費者に多様な選択肢を提供するよう支援することが現在ほど重要だったことはない。</p> <p>よって、ACCJ は、日本政府が、企業のビジネスモデルの柔軟性を重視して、日本におけるデジタルトランスフォーメーションの加速化に重点的に取り組むことを推奨する。以上より、ACCJ は、総務省が、ステークホルダーの意見を聞き、真摯に受け止め、省令案については撤回し、見直すことを要望する。</p>
<p>電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部を改正する省令案(別紙3)第二十二條の二の十六(それが決定されるまでの過程に対する意見を含む)</p>	<p>II.公開された透明性ある政策形成プロセスの必要性</p> <p>「モバイル市場の競争環境に関する研究会」(以下「研究会」)が省令案の重要な論点を議論する際、一般に公開しないとの決定を総務省が行ったことは、手続上の透明性を欠くものであり、ACCJはこのことについて深刻な懸念を有する。行政手続法においても尊重されている手続きの透明性の重要性を、ACCJは堅く確信している。行政手続法の趣旨やこれまでの政府の公開や透明性に向けた一連の取組みに鑑みても、研究会の会合における実質的な議論を公開することは極めて重要である。加えて、研究会の委員からの慎重なコメントは基本的に聞かれることなく、委員が論理的にコメントをして、懸念を提起したにもかかわらず、省令案に実質的な変更は行われなかった。企業を厳しく制約する案を研究会の一連の会議の終盤になっていきなり持ち出すことは、決して行われるべきでなく、総務省に対し再考およびプロセスの改善を求める。また、研究会は、各論点について合理的な基礎を提示すべきである。</p> <p>そこで、総務省には、以下の原則に従うことを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 望ましくは全て、そうでないならば実質的な内容に関わる議論については公開にする 2) 早期に議論すべき論点を提示し、ステークホルダーによる意見表明の機会を確保し、十分な議論の時間を確保する 3) 各会議の議事録を公表する